

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札（政府調達対象外）に付します。

平成 24 年 5 月 9 日

支出負担行為担当官

中部地方整備局長 足立 敏之

1 工事概要

- (1) 工事名 H 2 4 豊橋港湾合同庁舎増築等建築工事（電子入札対象案件）
- (2) 工事場所 愛知県豊橋市神野ふ頭町 3-1 1
- (3) 工事内容 〈増築建物〉
建物用途：庁舎
構造：鉄筋コンクリート造
建物規模：延べ面積 909㎡ 3階建
〈改修建物〉
建物用途：庁舎
構造：鉄骨造
建物規模：延べ面積 1,098㎡ 2階建
敷地面積：6,036㎡
豊橋港湾合同庁舎の庁舎増築及び既存庁舎改修に伴う建築工事を行う。
 - ・建築工事 一式
 - ・その他関連工事 一式
- (4) 工期 契約締結日の翌日から平成 25 年 7 月 17 日まで
ただし、[1/77図]仕様書 I. 5. 指定部分については平成 25 年 5 月 31 日一部完成とする。
- (5) 本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成 12 年法律第 104 号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
- (6) 本工事は、入札時に施工方法等の提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式のうち、品質確保のための体制、その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式（標準型Ⅱ型）の試行工事である。
- (7) 本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後 VE 方式の対象工事である。
- (8) 本工事は、資料の提出、入札等を電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。
- (9) 本工事は、主要な工事材料の積算数量を記載した「工事数量総括表」を、設計図書として新たに加えることで、契約事項として位置付ける試行工事である。「工事数量総括表」に記載した積算数量（以下「契約数量」という。）は、公共建築数量積算基準に基づき計測・計算された積算数量である。契約数量の扱い等については、追加特記仕様書（別表）「工事数量総括表」による。なお、「工事数量総括表」に対する質問の提出及び質問に対する回答書の閲覧等の方法は、設計図書と同様の扱いとする。

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (2) 中部地方整備局（港湾空港関係を除く。）における建築工事に係る C 等級又は B 等級の一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、中部地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記（2）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 平成 9 年度以降に元請けとして、以下に示す同種工事の（ア）～（ウ）又は類似工事の（ア）（イ）に掲げる基準をすべて満たす、新築又は増築工事のいずれかの工事のうち、躯体・外装のほか、内装を含む建築一式工事を元請として施工した実績を有すること。ただし、個人住宅及び軽微なものは除く（軽微なものとは 2,500 万円未満の工事をいう。）。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が 20% 以上の場合のものに限る（乙型にあっては分担工事の実績に限るものとし、出資比率は問わない）。なお、入札説明書に示すものに係る実績である場合にあつては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

経常建設共同企業体にあつては、いずれかの構成員が、平成 9 年度以降に元請けとして下記に示す同種

又は類似の工事を施工した実績を有すること。

同種工事の(ア)～(ウ)又は類似工事の(ア)(イ)は同一工事・1棟の建物であること。

①同種工事：(ア)建物用途 庁舎、事務所又は類似施設

なお、類似施設とは、事務室・会議室に類する室(いずれも空気調和設備を有する部分に限る。)の面積が、施設の延べ面積の過半を占めるもの又は当該用途に係る面積が下記(ウ)に示す数値以上のものを指すものとする。

※類する室：研修室、人文科学系の研究室

(イ)構造 鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造

(ウ)建物規模 延べ面積750㎡以上で地上2階建以上

②類似工事：(ア)構造 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造

(イ)建物規模 延べ面積400㎡以上

- (5) 下記3(2)①(イ)に示す評価項目に対し提出された技術提案(以下「技術提案書」という)が発注者の設定している標準案と同等以上であること。
- (6) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。
- ① 1級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
なお、主任技術者の場合は、下記に示す資格を有する者でなければならない。
・「建設業法第7条2号イ、ロ又はハ」に示す資格を有する者。(建設業法施行規則第7条の三及び国土省告示1424号(平成17年12月16日)参照)
- ② 上記(4)に掲げる工事の経験を有する者であること。なお、入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。
- ③ 当該工事を受注した場合において、監理技術者が必要となる工事にあつては、配置予定技術者が監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
- (7) 競争参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)、競争参加資格確認資料(以下「資料」という。)及び技術提案書(以下「技術提案書等」という。)の提出期限の日から開札の時までの期間に、中部地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号)に基づく指名停止を受けていないこと。
- (8) 中部地方整備局(港湾空港関係を除く。)が発注した工事のうち、平成21年4月1日から平成23年3月31日までの2年間に完成・引き渡された工事の実績がある場合においては、当該工種に係る工事成績評定点の平均が65点以上であること。なお、当該工種とは、21工種の各工種区分をいう。
- (9) 上記1(1)に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- (10) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと(資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。)(入札説明書参照)
- (11) 建設業法に基づく本店、支店又は営業所が、5(19)に示す区域内に所在すること。
また、経常建設共同企業体として技術提案書等を提出する場合は、有資格者名簿に記載されている共同企業体の本店所在地が、上記区域内であること。
- (12) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3 総合評価落札方式に関する事項

- (1) 総合評価落札方式の仕組み
本工事の総合評価落札方式は以下の方法により落札者を決定する方式とする。
- ① 当該工事について、入札説明書に記載された要求要件を実現できると認められる場合には、標準点100点を付与する。
- ② 下記(2)①(イ)の技術提案と資料で示された実績等により最大55点の加算点を与える。
- ③ 下記(2)の評価項目について、入札説明書で定めるところにより施工体制評価点を最大30点与える。
- ④ 得られた標準点、施工体制評価点及び加算点の合計を当該入札者の入札価格で除して算出した値(以下「評価値」という。)を用いて落札者を決定する。
その概要を以下に示すが、具体的な技術的要件及び入札の評価に関する基準等については、入札説明書において明記している。
- (2) 施工体制評価点及び加算点評価項目
- ① 評価項目：以下に示す項目を評価項目とする。
- (ア) 施工体制(品質確保の実効性・施工体制確保の確実性)
- (イ) 性能等の評価に関する事項
- (i) 工事目的物の性能・機能(耐久性)の技術提案に関する事項

- ・ 「コンクリートの品質向上対策」について
 - (ウ) 技術者の能力に関する事項
 - (エ) 企業の能力に関する事項
 - (オ) 地域に関する事項
 - (カ) 事故等による指名停止等に関する事項
 - ※ (ア) の項目で最大 30 点、(イ) の項目で最大 25 点、(ウ) 以降の項目で最大 30 点の加算点とする。
- (3) 落札者の決定
- 入札参加者は価格をもって入札する。標準点に施工体制評価点及び加算点を加えた点数をその入札価格で除して評価値（評価値＝{(標準点＋施工体制評価点＋加算点)／(入札価格)}）を算出する。なお、次の条件を満たした者のうち、算出した評価値が最も高い者を落札者とする。
- ① 入札価格が予定価格の制限範囲内であること。
 - ② 提案が最低限の要求要件（標準案）同等程度の内容を含みそれ以上であること。
 - ③ 評価値が標準点（100 点）を予定価格で除した数値（基準評価値）に対して下回らないこと。
- なお、標準点、施工体制評価点及び加算点の詳細事項については、入札説明書に記載する。

4 入札手続等

- (1) 担当部局
〒460-8514 名古屋市中区三の丸二丁目 5 番 1 号 名古屋合同庁舎二号館
中部地方整備局 総務部契約課 契約第一係
電話 052-953-8138（直通）
- (2) 入札説明書等の交付期間、場所及び方法
入札参加希望者には、「電子入札システム」又は国土交通省中部地方整備局ホームページ（以下「HP」という。）に掲載した入札説明書をダウンロードすることにより入札説明書を交付する。
HPアドレス：<http://www.cbr.mlit.go.jp>
「企業と自治体」－「入札・契約情報」－「工事」－「入札公告、揭示文、入札説明書、技術資料作成要領」
入札説明書の交付期間：別表 1. ①のとおり
なお、技術提案書作成についての参考資料や入札の見積りに必要な別冊図面及び仕様書等は、「電子入札システム」により交付する。但し、やむを得ない事情で「電子入札システム」による交付を受けることができない場合は、4(1)の担当部局まで連絡し、指示に従うこと。
図面、仕様書等の交付期間：別表 1. ②のとおり
- (3) 技術提案書等の提出期間、場所及び方法
入札説明書に示す様式及び留意事項に基づき作成し、電子入札システムを用いて提出すること。ただし、紙入札方式の場合は「持参」又は「郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものとする。）（以下「郵送等」という。）」すること。
以下、「郵送等」については、期日までに送付（必着）すること。
電子入札システムによる受付期間：別表 1. ③のとおり
技術提案書等のファイル容量が、3MB を超える場合の提出方法等については、入札説明書による。
紙入札方式の場合の受付期間：上記電子入札システムによる受付期間と同じ
受付場所：
〒460-8514 名古屋市中区三の丸二丁目 5 番 1 号 名古屋合同庁舎二号館
中部地方整備局 総務部契約課 契約第一係
電話 052-953-8138（直通）
- (4) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法
入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札の場合は封緘のうえ、商号又は名称並びに住所、あて名及び工事名を記載し持参又は郵送等すること。
① 電子入札システムによる入札の受付期間は、別表 1. ④のとおり
② 持参又は郵送等による入札の場合は、上記①の受付期間までに中部地方整備局 総務部契約課へ持参又は送付すること。
③ 開札は、中部地方整備局 総務部契約課にて別表 1. ⑤に示す期日において行う。

5 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金及び契約保証金
① 入札保証金 免除。
② 契約保証金 納付（保管金の取扱店 日本銀行名古屋支店）。ただし、利付国債の提供（取扱官

庁 中部地方整備局)又は金融機関若しくは保証事業会社の保証(取扱官庁 中部地方整備局)をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

- (3) 入札の無効
本公告に示した競争参加資格のない者が行った入札、技術提案書等に虚偽の記載をした者が行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (4) 落札者の決定方法
落札者の決定は、競争参加資格の確認がなされた者の中で上記 3(3)により決定するものとする。なお、具体的には入札説明書による。
ただし、落札者となるべき者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最も評価値が高い者を落札者とする可能性がある。
- (5) 契約後VEの提案
契約締結後、受注者は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる。提案が適正と認められた場合には、設計図書を変更し、必要があると認められた場合には請負代金額の変更を行うものとする。3(2)①(イ)の評価項目に関する内容は対象としない。
- (6) 配置予定技術者の確認
落札者決定後、CORINS等により配置予定の監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の他は、資料の差し替えは認められない。
- (7) 調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、専任の監理技術者の配置が義務づけられている工事において、監理技術者とは別に監理技術者同一の資格(工事経験を除く。)を満たす技術者の配置を求めることがある(入札説明書参照)。
- (8) 契約書作成の要否 要。
- (9) 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負相手方との随意契約により締結する予定の有無 無。
- (10) 関連情報を入手するための照会窓口 上記 4(1)に同じ。
- (11) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加
上記 2(2)に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記 4(3)により技術提案書等を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時に於いて、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。
- (12) 技術提案等の内容のヒアリング
技術提案等の内容についてのヒアリングは原則として行わない。なお、ヒアリング実施の必要が生じた場合は別途通知する。
- (13) 施工体制確認のヒアリング
入札書(施工体制の確認に係る部分に限る。)の内容に対し、原則として施工体制確認を行うためのヒアリングを実施するとともに、ヒアリングに際して追加資料の提出を求めることがある(入札説明書参照)。
なお、予定価格の範囲内の価格で申込みをした入札参加者のうち、技術提案書、入札書、工事費内訳書及び工事施工内容確認資料の内容により、施工内容の実現確実性の向上に対し、十分に確認が出来ることと認められる場合は、ヒアリングを実施しない場合がある。
- (14) 技術提案書等に対する留意事項
競争参加資格の審査において、技術提案書等の提出がない場合又は他の入札参加者と本件工事について相談等を行い作成されたと認められる場合など技術提案書等の記載内容が適正でない場合は競争参加資格を認めない。
- (15) 技術提案に基づく技術提案書の採否
技術提案に基づく技術提案書の採否については、競争参加資格確認の通知に併せて通知する。
- (16) 本案件は、提出資料、入札を電子入札システムで行うものであり、対応についての詳細は、入札説明書による。
- (17) 支店又は営業所の確認
競争参加資格において、5(19)に示す区域内に支店又は営業所が所在する(本店の場合を含まない)ことにより競争参加資格を有した上で落札者となった者は、5(19)に示す区域内の建設業法に基づく支店又は営業所のうち、いずれかの支店又は営業所に関する資料を契約締結までに提出すること。契約締結までに資料提出ができない場合は契約締結を行わない。なお、提出資料については、建設業許可行政庁に提出する場合がある。詳細は入札説明書による。

(18) 詳細は、入札説明書による。

(19) 本工事の手続きに際して本店、支店又は営業所の所在地として設定した地域は以下に示す区域である。
愛知県内

別表1 本入札手続きに係る期間等

①	入札説明書の交付期間	平成24年5月9日から平成24年6月25日まで
②	函面、仕様書等の交付期間	平成24年5月9日から平成24年6月25日まで (土曜日、日曜日及び祝日(以下、「休日」という。)を除く。)
③	技術提案書等の受付期間	平成24年5月10日から平成24年5月30日までの休日を除く毎日、 10時から16時まで
④	入札の受付期間	平成24年6月22日10時00分から平成24年6月25日12時00分まで (休日を除く。)
⑤	開札日時	平成24年6月27日11時00分